

第11章 運営計画

11.1. 基本事項

11.1.1. 基本方針

本施設の稼働後の運営にあたっては、整備する本施設の基本性能を確保、維持し、これを発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に運営するものとします。

また、上記に加え、施設の長寿命化を十分意識した運営を行うものとします。なお、運営段階においても「3.1 ごみ広域処理施設の整備・運営コンセプト」に示す方針を遵守していくものとします。

さらに、本施設の運営にあたっては、本計画で定める環境保全目標に加えて、関係法令等や本計画に基づき作成予定の要求水準書等の要件等を遵守するものとします。

11.1.2. 運営方法

本施設の事業手法としては、別途実施した「PFI 等導入可能性調査」により、以下の方針としています。

- ・ 本事業で望ましい事業方式は、DBO 方式と評価
- ・ 運営事業に携わる特定目的会社（SPC）を設立し、当該事業者（運営事業者）にて運営事業を実施

運営計画では、上記方針に基づき本施設稼働後の主要な事項を整理します。

11.1.3. 運営期間

本施設の稼働から 20 年間とします。

11.2. 運営業務の範囲

11.2.1. 運営事業者の業務範囲

運営事業者が行う業務範囲については、大きく分けて運営対象施設に関する以下の業務とします（図 11-1）。

なお、各業務は表 11-1 に示す主な内容を標準案としますが、詳細については、引き続き検討していくものとします。

- ・ 運転管理業務
- ・ 維持管理業務
- ・ 環境管理業務
- ・ 有効利用等業務
- ・ 情報管理業務
- ・ 防災管理業務
- ・ その他関連業務

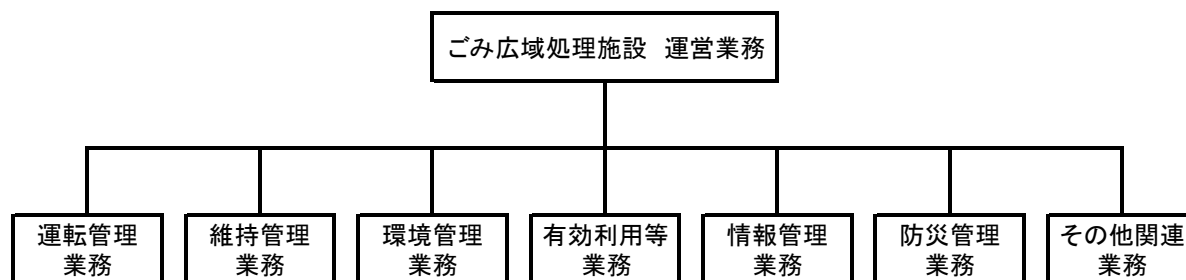


図 11-1 運営業務の範囲

表 11-1 運営業務の主な内容（標準案）

業務	内容
運転管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理計画の作成 受付、計量 直接搬入ごみの料金徴収代行 車両誘導 搬出入車両管理 プラットフォーム監視 運転管理(適正運転) 運転管理記録の作成・報告
維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 用役利用計画、点検計画及び維持・補修計画の作成 長寿命化総合計画の見直し 点検・検査 補修・修繕 消耗品、予備品、用役等の調達、管理 用役利用記録の作成・報告 点検・補修記録の作成・報告
環境管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全計画の作成 環境保全 環境測定 作業環境管理 環境管理記録の作成・報告
有効利用等業務	<ul style="list-style-type: none"> 資源化促進計画の作成 資源化物の品質確保、適正貯留・保管 余熱利用計画の作成 発電 余熱利用記録の作成・報告
情報管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 施設情報等データ管理 設計図書等の管理
防災管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 緊急対応・災害対応マニュアルの作成 自主防災組織の整備 防災訓練の実施 事故等報告書の作成
その他関連業務	<ul style="list-style-type: none"> 清掃 植栽管理 見学者対応及び行政視察対応支援 住民対応 運営業務のセルフモニタリング ホームページ作成・管理・情報発信

11.2.2. 組合の業務範囲

本組合は、以下の業務を行いますが、本組合の業務範囲についても、今後の事業者選定段階において検討していくものとします。

- ・ 運営業務のモニタリング
- ・ エネルギー回収型廃棄物処理施設からの焼却残渣の運搬及び資源化または最終処分
- ・ マテリアルリサイクル推進施設からの資源物及び処理困難物等の運搬及び資源化または最終処分

- ・ 行政視察対応
- ・ 住民対応
- ・ その他必要となる業務

11.3. その他の事項

11.3.1. マニュアル・計画書等の作成

運営業務の実施にあたっては、まず各業務に関連するマニュアルを作成するものとします。

また、それに基づく各業務の実施計画書を作成し、計画に基づく業務を行ったかを確認する報告書も作成するものとします。

11.3.2. モニタリング

施設の運営期間を通じて、運営事業の状況を確認するために運営業務のモニタリングを行うものとします。

11.3.3. 運営体制

本施設の運営業務を行うために必要な人員体制を計画するものとします。

11.3.4. 見学者及び視察対応

本施設的环境学習・環境教育に係る見学者対応設備や啓発に係る展示物等の内容については、整備・運営コンセプトや「3.6 環境教育・環境学習計画」に基づき、詳細設計で決定されます。

見学者対応設備や啓発に係る展示物等の内容については、運営事業者が自ら説明の対応をすることで、よりよい見学者対応サービスにつながることを期待されます。

また、見学者対応時に得られた見学者の声や時代のニーズを反映して運営事業者が見学者対応設備や啓発に係る展示物等の内容を更新し、より充実した内容とすることも期待されます。

このため、見学者対応については、運営事業者の業務範囲としますが、行政視察については、行政間の相互の相談や情報交換等が伴うことから組合が対応するものとします。

11.3.5. 地域住民対応

本施設については、適切な運営を行うことにより、地域住民の理解、協力を得るものとなりますが、住民等による意見等を運営事業者が受け付けた場合には、組合に報告し、対応等について協議を行うものとします。